

ドイツ統計登録簿型人口センサスの意義と課題(その2) : 『センサス構想』と住民登録簿の審査

浜砂, 敬郎

九州大学大学院経済学研究院国際経済経営部門 : 教授 : 経済統計

<https://doi.org/10.15017/15759>

出版情報 : 経済學研究. 74 (4), pp.21-46, 2008-02-15. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

ドイツ統計登録簿型人口センサスの意義と課題(その2)

—『センサス構想』と住民登録簿の審査—

浜 砂 敬 郎

ドイツ統計登録簿型人口センサスの意義と課題：目次

- (その1) 行政登録簿とセンサスの基本原則
(『経済学研究』第74巻第2号)
- (その2) 『センサス構想』と住民登録簿の審査
(本号)
- (その3) 行政登録簿の一般性の審査とデータ
連結 (以下次号：仮題)
- (その4) 『センサステスト』

(4) ドイツ人口センサスの新構想：センサス目的 (連邦モデルと州モデル)

1996年夏季になされた連邦政府の伝統型人口センサスを断念する決議を受けて、連邦・州内務相会議は、連邦・州統計局の調査研究班にたいして、開発されるべき新しいセンサスモデルについて、つぎのような要請を行っている。

- ① 国内のデータ需要と欧州連合のデータ需要を充足するモデルであること
- ② 従来型のセンサスを断念することによって、情報と精度の損失がもたらされるにもかかわらず、新しいモデルは、相当の情報を確保することができること
- ③ 行政登録簿統計 (Registerstatistik) の将来的な可能性を開くモデルであること、
- ④ 連邦・州・市町村の財政負担を適切な限

- 界内に抑えるモデルであること、
- ⑤ 国民の受容度を侵さない程度に国民の負担を抑制するモデルであること、
- ⑥ 適切な期間内にセンサスを実施することができるモデルであること。」(調査研究班：最終報告書『2001年共同体センサス』(“Gemeinschaftsweiter Zensus 2001”), S.3、番号は筆者が付す。本稿では、以下『センサス構想』と略称)

(註)『2001年共同体センサス』は、一般に公開されていない部内文書である。手元にある報告書(A4判、本文63頁、付録8頁)は、連邦統計局 J.Szenzenstein 人口統計課長の提供によっており、1998年8月の日付がある。目次(章節)は、つぎのようである。

目 次

- 序 経過と委託
- 第1章 課題
- 第2章 情報需要
 - 2.1 センサスの結果には具体的にはどのように利用されるか
 - 2.2 2001年センサスにたいする需要
- 第3章 2001年センサスの基礎としての住民登録簿
 - 3.1 住民登録簿の標識の妥当性
 - 3.2 登録簿の精度とセンサス以前にお

ける住民登録簿を精査するための
措置

- 3. 3 データの精度を高めるための統計
部門側における措置
- 3. 4 2001年センサスにおける過剰把握
と過少把握にかんする考察

第4章 連邦モデル

- 4. 1 目的
- 4. 2 方法手続き
- 4. 3 統計方法的な課題
- 4. 4 センサス結果の小地域分類
- 4. 5 統計体系への影響

第5章 州モデル

- 5. 1 目的
- 5. 2 方法手続き
- 5. 3 統計方法的な課題
- 5. 4 統計体系への影響

第6章 2001年センサスのための方法的な調査研究と試験調査

- 6. 1 2001年センサスの以前の試験調査
- 6. 2 2001年センサスの精度調査

第7章 経費と効果

- 7. 1 費用—効果分析の可能性と限界
- 7. 2 モデルの記述とモデルの基礎となるモデル単位と要素の結合可能性
- 7. 3 効果
- 7. 4 モデルの時間的な次元
- 7. 5 モデルの負担の側面
- 7. 6 経費

第8章 モデルの評価

- 8. 1 重要にたいするモデルの応答
- 8. 2 実態反映性
- 8. 3 受容度
- 8. 4 登録簿統計への入り口とモデルの
発展能力

8. 5 結論

付録

また、『センサス構想』は、センサス目的＝「人口センサスにたいする情報需要 (Informationsbedarf)」を、つぎのように設定している。

- (1) センサスの第1の課題は、センサス期日の連邦、州および市町村の公式人口を確定し、センサス年間の公式人口である人口推計値のために、新しい推計の基礎を更新すること
- (2) センサス期日における就業、建物と住宅かんする調査結果を提供し、対応するそれまでの推計値を修正し、それに新しい外挿推計の基準値を与えること
- (3) センサスは、地域的事項的に詳細に分類された構造値を提供し、後続する人口や住宅状況にかんする標本調査（マイクロセンサス、建物住宅標本調査等）の標本抽出フレームを設定すること、とくにセンサスの人口と住宅についての調査結果は、マイクロセンサスと建物住宅標本調査の推計値を整合させることが重要であること（S. 4）。

したがって、センサス目的は、全数調査様式の伝統型センサスと同一であって、それを実現するために行政登録簿型のセンサスモデルを開発し、センサス経費の制約と国民の申告負担の軽減をはかることが、連邦・州内務相会議の要請の主旨である。

さらに、『センサス構想』は、方法転換という挑戦的な課題によってでも、センサスを実施しなければならない特殊ドイツ的な必要性を具体的に記述している。ここには、その一端を割愛しておこう。

周知のように、公式人口の確定によって、第1に、①連邦の州への財政調整、②州の市町村

への財政調整、および③選挙区の割当てが行われるが、1987年人口センサスによって「調整や割当て」は大きな影響を受けた。

例1：売上税の配分については、センサスの結果によって、連邦・州間の財政調整にかんする法律が改正され、いくつかの州では、増収と減収が発生した（表1参照）。

例2：また、市町村間の財政調整でも、フランクフルト市は、年間220万マルク（約15億円）の増収、ヴィースバーデン市とボン市ではそれぞれ1200万マルクと2400万マルクの減収となった。

例3：センサスによって修正された市町村の住民人口は、170万以上（上方修正が83万、下方修正が90万人）に登っている。

例4：連邦議会選挙では、選挙区人口が平均より33.3%以上乖離すると、選挙区が更新されなければならない。センサスの結果、1994年の連邦議会選挙では、選挙区の再区分によって、240万人の住民が、影響を受けた。州次元では、例えば、バイエルン州の1990年議会選挙において、人口変動の確定によって、選挙区の基本的な調整・改訂が実施された。市町村次元では、新しい人口の確定によって、少なくない市町村が規模別階層において移動し、自治体機関の規

模、議員定数と選挙される公務員の法的な地位に影響を与えた。

『センサス構想』は、ここに例示した他に、1) 年金積立金の基礎となる年金保険加入義務者数と年金受給者数の予測値と実績値が、いくつかの年齢階級で相当に乖離していること、2) 病院充足計画の齟齬による病床数の推計予測の誤りとそれによる損失額、3) 就業統計の劣化による、とくに地域就業者数の上方修正と失業者予測の大幅な下方修正、4) 廃棄住宅の確定漏れによる必要住宅数の上方修正（150万戸—これはシュレスビヒ・ホルシュタイン州の住宅数を越える）等を列挙している。『センサス構想』は、センサスの公正機能を具体的に紹介することによって、センサス年から遠ざかるほど、各様の推定値が実態から乖離していくことを明らかにし、1987年いらい、人口センサスが実施されていないドイツにおけるセンサスの緊急性を強調している（S.4～S.10）。

このような要請を受けて、調査研究班は、1998年2月に中間報告をまとめ、行政登録簿が主要なデータソースである登録簿型センサスについて、同じセンサス目的であっても、連邦次元のデータ需要に応じる連邦モデルと、州さらには市町村次元までのデータ需要に対応するこ

表1 1987年国勢調査による売上税配分と財政調整の変更（州間）

（単位：百万DM）

払い戻しを受けた州		追加支払いをした州	
バイエルン	159	ノルドライン・ベストーファーレン	100
シュレスビヒ・ホルシュタイン	103	ハンブルク	97
バーデン・ビュッテンプルク	97	ベルリン（西）	94
ヘッセン	80	ラインランド・プファルツ	74
ニーダーザクセン	16	ザールラント	54
		ブレーメン	34
総計	455		453

とができる州モデルを提案した。続く3月12日に、連邦・州内務相会議は、中間報告を了承し、調査研究班に、二つのモデルの費用効果分析を委託した。調査研究班は、センサスモデルのいずれによっても、登録型センサスによってセンサス経費が大いに削減され、また国民の負担が軽減されることから、『センサス構想』は、登録簿型センサスの精度とデータ需要の充足度に、報告の重点をおいている。

ここでは、『センサステスト』の基本的な課題を明確にする観点から、連邦モデルと州モデルの概要を紹介しておこう。

連邦モデルは、人口学的モデル、就業統計モデルとマイクロセンサスの拡張モデルから構成される（図1参照）。連邦モデルのデータソースは、図に示す①住民登録簿（市町村の住民登録局）、②雇用者登録簿（連邦労働局）、③公務員の人事登録簿（政府省庁）、④その他の職業層（自営業等）にかんする就業データをえる補足標本調査、および⑤世帯・住宅や教育にかんするデータ源＝マイクロセンサス(Mikrozensus)である。人口学的モデルでは、住民登録簿から個人の人口学的標識にかんする集計値を得る。就業統計モデルでは、就業者のほぼ90%については、雇用者登録簿や公務員人事登録簿から雇用・失業・職業や産業にかんする集計値を求める。しかし、二つの行政登録簿が対象としていない自営業者等については、標本調査（現行マイクロセンサス：標本抽出率1%の年次調査の拡張）によって捕捉されなければならない。さらにマイクロセンサス拡張モデルは、他の二つのモデルでは把握できない世帯、住宅、建物や教育にかんする推定値を得る（S.4、S.16）。

連邦モデルのデータソースは全体として、センサス目的に対応する対象範囲を一通り網羅し

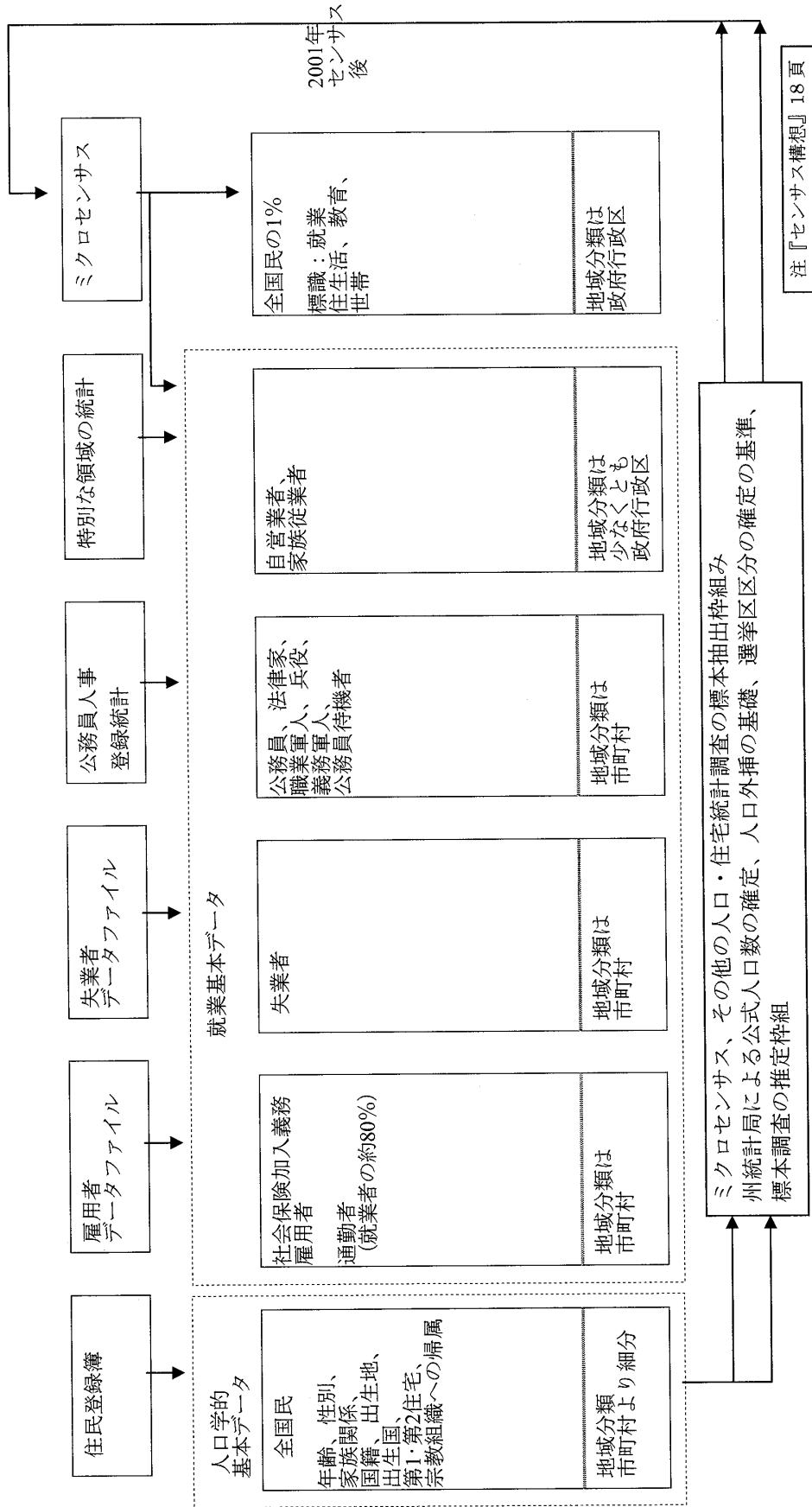
ている。しかし、各データソース間、とくに住民登録簿と雇用者登録簿のデータ連結は予定されていないから、獲得されるセンサスの結果は、各データソースごとに集計される部分的な統計値の「張り合わせ」である。したがって、例えば、就業者総体を全一的に把握することは困難であって、小地域や社会的少数者層の表章は著しく制限される。それは、マイクロセンサスに依存する教育・世帯・住宅の「センサス値」にもあてはまる(S.19)。もちろん、統計値は集計値であるから、それぞれのデータソースが全数性と完全性を保持していれば、張り合わせ的な統計値でも、センサス値としての精度と機能を十分充足できるであろう。

しかし、各データベースの精度と事項別地域別分類の詳細度は区々であって、例えば、地域分類の細密度については、表2が示すとおりである。このような連邦モデルは、『センサス構想』によると、ドイツにおける行政登録簿の現状と統計事情を、そのままに反映した「仮説」である。

第一に、行政登録簿を見ると、①センサスに必要な情報を部分的にしか含んでおらず、②精度が再審査かつ比較できる状態になく、③そのままでは、直接にデータ連結ができる状況にはない。つぎに、住宅・建物センサスに対応する行政登録簿が存在せず、マイクロセンサスから住宅にかんする統計情報を得ることを予定しなければならない。さらに、就業分野については、上述の行政登録簿が利用できるが、自営業者層については、マイクロセンサスに依存しなければならないからである（S.16）。

したがって、連邦モデルの情報環境と「情報力」は、センサス目的の充足を著しく限定する。連邦モデルの基本目的は「緊急性が高い情報需

図1 連邦モデルの構成



要をできるだけ低い国民の負担と公共財政の支出によって更新することである」。それは、①住民登録簿にもとづいて、行政区域次元（市町村以下の区域まで）の公式人口を確定し、また性別・年齢別等の人口学的標識について、小地域集計値を獲得し、②人口社会統計体系の推計・標本抽出フレームおよび人口推計の基準値を補正することによって、③「負担をともなう経済的社会的な決定の誤りを阻止することである」（S.16）。そして、『センサス構想』は、連邦モデルを、行政登録簿と統計調査の結合によって小地域的な世帯統計を長期的に創出する基点と位置づけている（S.17）。

しかし、基本目的を離れると、連邦モデルの「情報力」は著しく弱まる。労働分野を見ると、モデルは、雇用者と失業者については、市町村次元までのセンサス情報を提供できるが、就業者全体のセンサス情報は、連邦から政府行政区次元までの標本統計値に制限される。ミクロセンサスの世帯・住宅にかんする推計値の有効性は、市町村次元まで及ばない（S.18）。

ところで、連邦的な分権システムをとるドイツの州と市町村は、積極的な行財政の主体であるとともに、その統計需要にきそづく積極的な統計利用の主体でもある。人口センサスにおいても、公式人口の更新だけでなく、州（連邦・州建設大臣会議）は、「少なくとも、建物・住宅データが小地域次元で得られる全数統計」、すなわち建物・住宅センサスの実施を主張している。また、市町村（ドイツ都市会議）は、「（勤務先を含む）小地域次元において十分な精度をそなえる個人、世帯、建物・住宅、および事業所にかんする最小限の基本データ」を要求し、「財政調整の観点から、センサスの徹底的な登録簿型化と建物登録簿の設定」を提案して

いる。さらに、ドイツにおける二大宗教組織であるカトリック教会と新教教会は、「宗教組織への帰属」にかんする小地域統計の作成を要求している（S. 9~10, S.60）。

（註）

ヘッセン州統計局人口統計課長、H-K. Rompel は、「連邦モデルは、地域統計と自治体にかんする関心にほとんど配慮していないために、多数の州統計局によって拒否された。また、いろいろなデータソースからのデータの併存で、これまでの国勢調査で一般的であった個人データの連結がなされないことが、連邦モデルの欠陥と考えられた。さらに、その指針において、（建物と住宅にかんする）相応の統計値を要請している欧州連合にたいして、連邦は、この分野の責任を放棄することになるけれども、これまでの建物・住宅データの調査を断念することになる。」と述べている¹⁾。

人口センサスにたいする州や市町村の統計需要を充足するために、州モデルは、つぎのようにセンサス目的を設定する。

(1) 全国的に高い精度を備える客観的で、比較可能かつ事後審査ができる基準にしたがって、重要な人口統計値、とくに市町村の公式人口を確定すること。

州の観点から、市町村の公式人口の重要性を考慮すると、利用する住民登録簿データの高い精度を確保するために、連邦モデルが予定する登録簿データの審査（登録簿データそのものによる審査）だけでは、十分なセンサス値の精度を実現することはできない。州モ

1) Henz-Kurz Rompel "Bevoelkerungsfortschreibung versus Einwohnermelderegister:, Teil:Hat Hessen ueber 6 Mill. Einwohner ?" Staat und Wirtschaft in Hessen , 2000. Febr.p. 36

デルでは、「地方自治体による登録簿管理とは独立に実施される」建物・住宅センサスの住宅データと住民登録簿の個人データが対照かつ連結される。それは、「妥当性」を欠くデータ（後述の死票等）を確認、吟味・調整することができるモデルである。

- (2) 市町村における建物・住宅推計の基礎としての基準値と、住民に住宅を供給するためのデータを含む建物・住宅統計情報を提供すること。
- (3) 建物・住宅センサスと住民登録簿のデータ連結によって、後者の精度を高めるだけでなく、世帯統計データを把握すること。それは、同時に世帯構成別の建物・住宅・就業にかんする小地域データと それらの相互の組合せ値を提供する。
- (4) ドイツにおける登録簿統計の発展のために、建物・住宅登録簿を策定し、住宅統計を推計するための法制的情報的な基盤を創出すること。
- (5) 住民登録簿が捕捉しないような標識（居住設備や就業）についても、市町村次元以下の小地域データを提供すること。
- (6) センサスデータセットの全標識について、弾力的な利用可能性と結合可能性を確保すること。
- (7) 既存の行政登録簿と補足的な標本調査（標本10%：自営業層等が対象）によって、地域的な就業統計を包括的に提供すること（S.23～S.24、S60）。

このようなセンサス目的を設定する州モデルは、旧来の国勢・職業・建物・住宅調査（Volks-, Berufs-, Gebaeude- und Wohnungszaehlung）によって得られる統計値を、ほとんど提供することができる。それは、一方では、

上述したドイツの市町村、州や教会組織、さらには欧州連合の人口センサス指針が求めるデータ需要に、広範囲に対応することでき、他方では、統計体系を全体的に更新することができる。換言すると、州モデルは、政治的決定のためにも、そのセンサス目的・課題においても、これまでの全数調査様式の国勢調査を規範原型として成り立っている。したがって、州モデルには、国民の受容度と経費効率性の観点が措定されるとともに、人口センサスの「一般性、完全性と同時性の原則」（以下『センサス原則』略称する）が、センサス行程の理論的方法的な規準と技術的組織的な条件として内装されている。それは、州モデルが利用する行政登録簿の情報を、『センサス原則』を備えるセンサス情報に転化するための審査・転化方法に具体化されているから、州モデルの方法的行程をたどることによって確認することができよう。

上述した住民登録簿、雇用者登録簿と公務員の人事登録簿、建物・住宅センサス、および補足的な標本調査のデータを、統計単位（個人と世帯＝住宅）の次元において連結することが、州モデルのセンサスとしての本質的な要件である。したがって、それは市町村以下の小地域次元までの統計需要に対応する全一的なセンサス様式をとっている。図2が、州モデルにおける人口センサスの全体像であって、モデルの方法手続きは、基本モデルと補完モデルに分けられる。


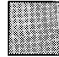
基本モデルでは、市町村の住民登録簿と、連邦・州統計局が建物・住宅所有者を調査対象として実施する建物・住宅センサス（郵送調査）が基礎的なデータソースである。両者のデータを住所・住宅・個人のレベルにおいて連結することによって、住民登録簿から求められる人口

表2 連邦モデルと州モデルの事項別地域的分類におけるデータの詳細度

標識	州モデル				連邦モデル					
	州	政府行政区	郡	市町村	市町村街区	州	政府行政区	郡	市町村	市町村街区
	人口規模と人口構成 建物（建築年齢と用途） 住宅（部屋、面積、設備） 世帯（規模と構成） -居室 -就業 社会保険加入義務がある雇用者 公務員・裁判官・軍人・公務員服務者 雇用者の通勤データ 失業者 自営業者 家族従業員 その他の就業者（15～65才）	1)	1)	1)	1)	1)	3)	3)	3)	3)
	4)	4)	4)	4)	4)	4)	4)	5)	5)	5)
	1)	1)	1)	2)	2)	4)	4)	5)	5)	5)
	1)	1)	1)	2)	2)	4)	4)	5)	5)	5)
	1)	1)	1)	2)	2)	4)	4)	5)	5)	5)

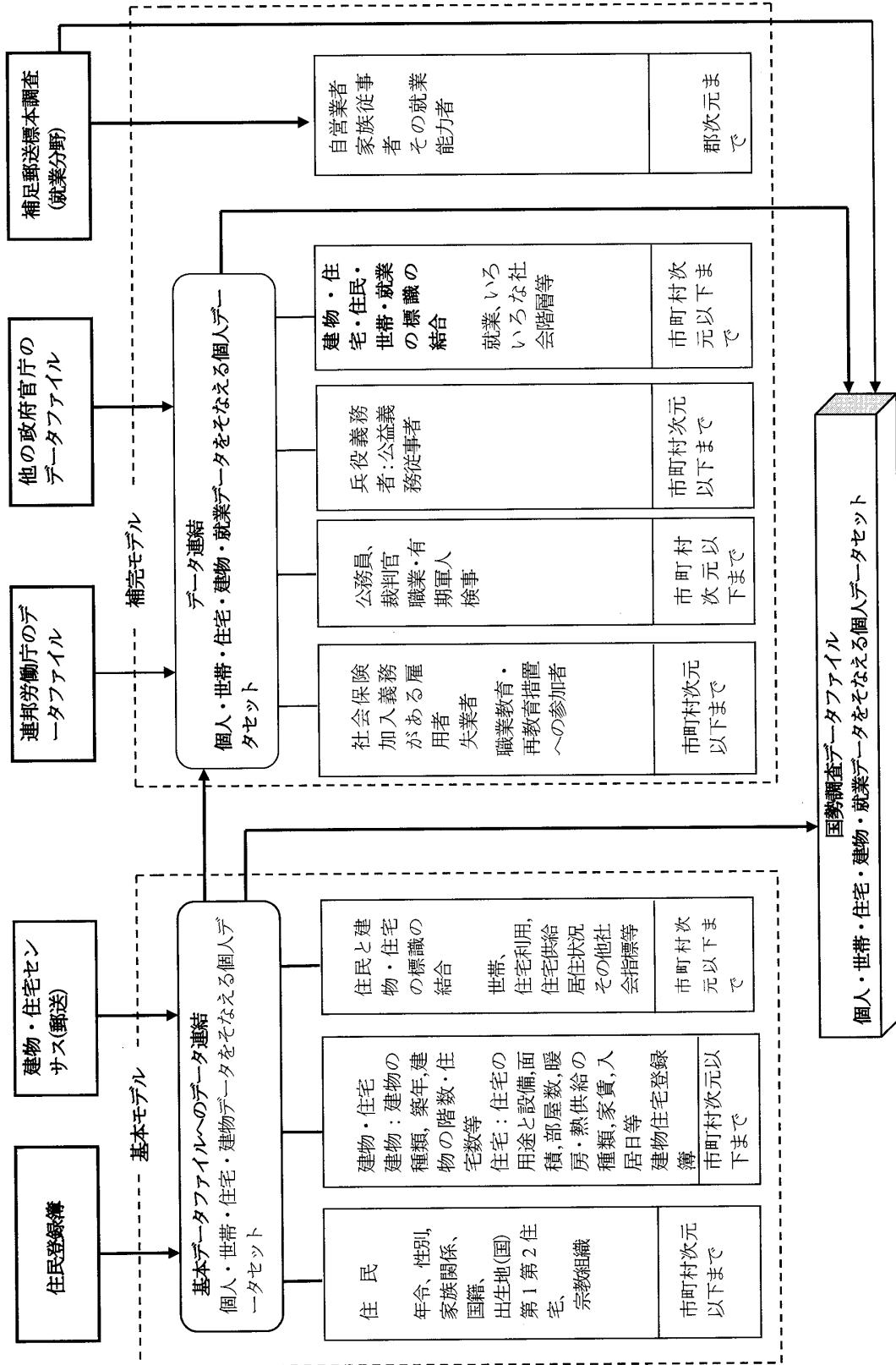
1) 標本抽出率 10%の補足統計調査 2) 大都市まで、その他は郡まで 3) 住民登録簿の整理と重複登録の審査後に残る

過剰・過少把握あり 4) ミクロセンサスの結果 5) 第1住宅に区分されていない

 センサスが提供
 既存の行政データの連結
 既存の行政データ・統計から

（筆者注）本表は、拙稿「2000年世界人口センサスの動向」（『統計学』79号 2000年）の表3（56頁）を『センサス構想』最終報告書（60頁）にもとづいて修正している。

図2 州モデルの全体構成 (S.25)



学的標識にかんするデータの精度が高められるとともに、居住世帯 (Wohnhaushalt) の設定 (Haushaltegenerierung) によって、センサスの基本データファイルが作成される。補完モデルでは、雇用者登録簿と公務員人事登録簿、および自営業者等の就業者を把握する補足調査から、各セクターの就業データが獲得される。それが、基本モデルの基本データファイルに連結されることによって、人口センサスデータファイルが完成する (『センサス構想』23~41頁)。

(5) 住民登録簿における精度 (完全性と全数性) の審査

連邦モデルは、現行の行政登録簿と既存の統計調査を即事的に利用することによって、人口センサスを構築する可能性を示すとともに、登録簿型センサスに特有の問題点を抱えている。さらに州モデルは、センサスの基本原則に完全に対応するためには、いろいろなデータソースを連結するセンサスの成否にかかわる方法的な課題を提起している。『センサス構想』は、それを、①住民登録簿の精度、②世帯設定とデータ連結、③補助標識の規定、④小地域統計の表章、⑤統計体系への影響、⑥『センサステスト』の目的と企画、および⑦センサスモデルの費用効果にかんする評価に分けて論述している。本節では、①の論点を考察し、②~⑦の論点については、次稿 (第6節と第7節) に委ねる。

連邦モデルと州モデルに共通する基本的な課題は、いろいろな地域次元における公式人口を確定することであるから、そのデータソースである住民登録簿の精度は、決定的に重要である。住民登録簿の精度は、登録簿から転写する記載事項の実態反映性にかかわる完全性 (『センサス構想』では妥当性 (Plausibilität)) と登録

簿が把握する住民の範囲=全数性に依存する。

住民登録簿の記載事項がそなえる完全性は、第1に登録簿そのものがそなえる自己補正力 (Selbstreinigungskraft) によって規定される。自己補正力の強さは、基本的には住民登録簿が国民の社会生活に占める重要性に依存する。『センサス構想』は、住民登録簿のセンサス標識にかんするデータは、「国民が基本的に登録簿データの正確さにたいして利害・関心をもっているために」、「例外を除いて有効である」と評価する。それは、住民登録簿が公証する身分証明書や旅券が、多くの公的私的な社会生活と経済的な給付 (銀行口座の開設、社会保険の加入、選挙名簿への記載と選挙通知、賃金税票の送付、海外休暇旅行における身分保障、兵役義務の履行) に欠くことができないからである (本節末資料①: 住民登録要綱法第2条参照) (S.10)。

住民登録簿の完全性を高めている第2の社会的な要因は、登録業務の義務づけが法制化されていることである。『センサス構想』は、「圧倒的多数の住民登録局において、住民の身元と住宅を確定し、証明することができるように、その管轄領域に居住する住民を登録することが義務付けられていて、それが、市町村に登録簿の妥当性を保持するように管理・運営を導いている (本節末資料①: 住民登録要綱法第1条と第11条参照、)」と指摘する (S.10)。

他方、統計局側における住民登録簿データの完全性にかんする審査は、統計調査における審査と同様に、記載されている調査標識と補助標識の完全性と無矛盾性、および指定されたデータの転記様式にたいする各市町村の住民登録簿における記載様式の適合性について実施される。審査の課題は、①住民登録における記入ミスの

ような偶然誤差、②すべての登録簿データにかかわるような系統誤差、および③登録簿からセンサスデータへの転記誤差(例:入力欄の取り違え)を検出することである。検出された各様の誤差については、「データ提供先(datenliefernde Stelle)に照会がされる(S.19)。ここでは、後に『センサステスト』において明らかになる「職権裁量」による「記載誤差」については取り上げられていない。

つぎに住民登録簿の全数性は、住民の過剰・過小把握にかかわる論点である。『センサス構想』は、「この観点から見れば、これまでの経験と調査研究によると、住民登録簿の精度は、全国を把握する将来のセンサスのデータベースとしては、十分ではない」と評価する。また、調査研究班「住民登録簿の精度審査」は、「登録簿に内在する自己補正力」を強めるために、法制的な措置を含むつぎのような行政措置をとることを、登録行政側に要請している。

- ① 上述したような住民登録に関連する行政事務(選挙登録等)を通して、登録簿の更新を継続して、登録簿の自己補正力を徹底的に利用すること
- ② 住民登録局は、定期的に登録簿データの譲渡を受ける機関に、登録簿の「いろいろなデータの状況」にかんする情報提供を要請すること
- ③ 住民が届けた転入先市町村の住民登録局が、転出した市町村の登録局に照会する再登録手続きを改善し、また住民登録業務にたいする監督官庁の管理を強化すること(S.11)
- ④ 過剰・過小把握の発生をなくすために、住民登録手続(転入・転出)の怠り、遅れや記載漏れ、データ転送ミスを防ぐ措置をとること(S.16)。

さらに、『センサス構想』は、センサスの実施が想定されている2001年までに、行政措置の速やかな履行を迫る社会的な事情として、1) 1998年の連邦議会選挙と1999年の欧州議会選挙、2) 2001年までに有効期限が来る相当数の身分証明書の更新(1987年に10年の有効期限を導入)、3) 2001年までに実施される多数の市町村における外国人評議会選挙を挙示し、それが、1987年以来進められてきた住民登録簿におけるデータ処理の現代化(電子化)を補強するであろうと結論づけている(S.11)。

(註)

ヘッセン州統計局は、1998年9月末の連邦議会選挙と1999年2月初めの州議会選挙において、「送付不能の選挙権通知にかんする調査」を行っている。それぞれ、300弱と360の市町村(州全体で426市町村)から、有効な回答を得ている。

前者では、対象市町村が包摂する3.1百万の有権者のうち、31900人(1%)について、通知が配布不能のために返送されてきた。原因別に見ると、①大半が、同一市町村内での転居、②7100人は、市町村外への転出後に発生した転入・転出手続きの遅れであり、③不明の約3000人が、「整理や修正の後、抹消ないしは職権によって転出処理」がなされている。この訂正処理が、「住民登録簿の精度向上に効果があったことが、1999年2月初めの州議会選挙において、確認された」。

後者では、3.8百万の有権者について、「ただ0.8% 31200人だけが送付不能であった」。そのなかで、7000人が市町村から転出のため、前年9月と同数であった。抹消または転出処理がなされたのは、約1700件であった。ただし、「注目すべきことは、いくつかの市町村、とくに大都市で、調査時点においても、送付不能の対象者について、訂正作業が終了していなかったこ

と」が判明している。

また、ヘッセン州統計局は、1998年9月に送付された「1999年賃金税票の送付不能にかんする調査」を実施している（350市町村が有効な回答）。それによると、就業者総数（就業可能年齢者数〔賃金税票の発送リストである住民登録簿から〕とマイクロセンサスの就業率から近似値）約240万のうち34600について送付不能であった（1.5%）。送付不能者のうち、①外国人が約4千人（12%）、②転出〔転入届の遅れ〕者が8900、そのうち1/4以上が外国人、③抹消ないしは転出処理が4100人であり、外国人が1/4以上であったことから、外国人が転出に際して、届出をしないという一般的な推察が確認されたと述べられている²⁾。

なお、1994年のWiesbaden（ヘッセン州の州都：当時の人口約25万、内約18%が外国人）において実施された外国人評議会選挙では、選挙通知業務によって、外国人4000人以上の死票（後述：居住していない者の住民票）が除去されている³⁾。

また、2007年には、納税者番号（Steuernummer）の導入によって、税務局による納税者の住所確認（2007年6月30日時点）によって、住民登録簿の精度が格段に改善されていると言われている（2007年8月15日：連邦統計局人口統計課長、Johann Szenzenstein氏にたいするヒアリング調査）（註 終わり）。

他方、住民登録行政側とは別に、統計部局側においても、登録簿データの完全性と全数性を

審査するために、「統計的方法」を含むつぎのような措置が予定されている（『センサス構想』12～15頁）。

第1に、登録簿データの精度を審査するための手掛かりを得るために、登録簿に記載されている住民個々人のデータセットの基本的な集計値と、それに対応する統計補助値（推計人口）値が市町村レベルにおいて比較される。それは、上述の行政措置を補足する方法手続きであって、センサス年まで繰り返される（州統計局）。両者の不一致・乖離は、州統計局と市町村によって、その事由が解明される。

（註） 両者の乖離にかんする調査研究（ヘッセン州）の例を、本稿末尾に紹介している（本稿末の資料②参照）。

第2に、登録簿の完全性と全数性を確保するための重要な方法行程は、センサス期日以前に、街路記号データファイル（Strassenschlusseldatei）を策定しておくことである（州統計局と市町村）。それは、既存の建物住所（Gebaeudeanschriften）にかんするデータ（市街区、街路名、街路記号、建物番号、建物追加記号）を含む統計登録簿であって、「外部のデータ源（住民登録簿や土地税台帳等）」の相互対照によって、それぞれのデータ源の完全性も審査される。センサスでは、住民登録簿の全数性を確認するために、街路記号データファイルの住所と登録簿の個人データセットの対応性が点検される。それは、登録手続きの不履行によって発生する死票（Karteileichen：実在しない者が登録簿に記載）や欠落票（Fehlerbestaende：実在する住民が未登録）を検出するための基本的な方法手続きであって、各個の個人データセットの完全性も精査される（州統計局）（S.12）。

さらに、州モデルでは、街路データファイル

2) Henz-Kurz Rompel "Bevoelkerungsfortschreibung versus Einwohnermelderegister:, Teil 2:Woliegen die grössten Abweichungen ?", Staat und Wirtschaft in Hessen, 2000. Juni.p. 187

3) 注（1）文献のp.38

に上述の「外部のデータ源」から、建物と建物・住宅所有者の氏名と住所にかんする個別データを加えることによって、建物・住宅センサスの基礎となる建物住所データファイル (Gebäudeadressdatei) が設定される。さらに建物・住宅センサスの全数性を高めるための方法手続き (機械的な推定や実地の再調査) がとられることによって、市町村次元までの分類度において住宅統計を提供できる建物・住宅統計登録簿 (Statistisches Gebäude- und Wohnungsregister) の創出が予定されている (S.27)。

(註)

『センサス構想』では、街路記号データファイルの具体的な方法手続きについては、それほど詳しく述べられていないが、2007年には、住所建物登録簿 (Anschriften- und Gebäuderegister) として法制化が実現している⁴⁾。

ところで、これまでの住民登録簿の審査は、それぞれの市町村の区域内に限定されている。そして、センサスでは、「すべての市町村において統一的な基準によって、一様な精度で公式人口を画定しなければならない」(S.38) が、管理運営と処理手続きが完全に標準化されておらず、市町村間の地理的な事情が異なるために、「住民登録簿の精度は、個々の市町村によって異なる」(S.38)。したがって、「住民登録簿を、直ちに統計目的に利用することは不可能であって、相互に比較可能な精度と信頼性を得るためには、統計局によって、中央集中的な審査と加工がなされなければならない」(S.23)。とくに

ドイツの住民登録簿は、市町村によって、各個に運営される分権型システムをとっているために、市町村間で発生する多重登録や登録の誤りを容易に除くことができない。そのために、第1に、住民登録簿そのもののデータによって、登録簿の全数性と完全性を、多重登録と過大・過少把握について審査する手続き行程が設けられている (S.14)。

多重登録は、同一の個人が同時に複数の町村に住民 (第1住宅ないしは単身住宅への居住者) として登録されていることである。それは、住民登録簿の過剰把握をもたらす大きな社会的な要因であるが、住民登録簿がネットワーク化されていないから、完全に排除することはできない (S.15)。連邦・州統計局は、そのような個人の登録簿を検出し、除去するために、第1に市町村名の表記法を連邦的に統一する管理データファイル (Leitdatei) を作成する。つぎに、連邦統計局が、連邦次元において、管理データファイルにもとづく機械的な審査によって、住民登録簿の個人データセットを、一義的に第1住宅の所在地に対応づけて、市町村に区分する (~S13)。それによって、個人データセットの矛盾が判明すると、それを除去するための調査 (電話・郵送・実地調査) が、州統計局によって実施される (例：転入届済み、しかし転出届なし、または未処理)。この個別調査の情報が、住民登録局等の行政機関側に「逆送」されないことは、「統計と行政の分離原則」から明らかである (S.13、S.28)。

ところで、『センサス構想』によると、このような多重登録の審査は、一般的に単一住宅ないしは第1住宅について複数のデータセットがある個人を除くことはできるが、つぎのような社会的な要因によって発生する過剰把握を検出

4) Bundesrat Drucksache 222/07, 30.03.2007, Bundesgesetzblatt Jahrgang 2007 Teil I Nr.62 12,12,2007, Statistisches Bundesamt のホームページ: Zensus 2011, "Das Wichtigste zum Zensus 2011" 参照

することはできない。すなわち、過剰把握は、①関係他官庁からの連絡の遅れ（身分局や裁判所等）、②転入・転出にかんする登録手続きそのものが引き起こす時間差、および③死亡者や出国者の記載が登録簿に残存する死票（Karteileiche）の存在によっても、引き起こされる。ドイツでは、住民の転入・転出手続きは住民登録局（Einwohnermeldeamt）によって処理されるが、出生と死亡および婚姻にかんする手続きは、身分局（Standesamt）が管轄し、さらに離婚手続きには、裁判所がかかわる。また、市町村間の移住には、転出届が必ずしも必要ではなく、転入先市町村が、転出元市町村に照会することによって、異動手続きが完了する。したがって、『センサス構想』は、転入届け出の所要時間、転出先市町村における転入届け出の処理時間とその転出元市町村における登録の抹消時間を考慮すると、センサス期日の実態を把握するためには、登録簿データの市町村から州統計局への転送は、期日より6週間遅れることになるだろうと推測している（S.14）。ここには、登録簿型センサスが全数性と同時性を確保するための大きな課題をうかがうことができる（本節末資料①住民登録要綱法第11条参照）。

（註）重複登録に関連して、主たる常住地＝「第1住宅の住所」の選択が、「何らかの便宜（自動車保険料、住宅の租税上の減価措置、墓地の故郷指向）によって決定されることも稀ではないこと」が、重複登録問題を複雑にする社会事情である。さらに転出届を省く転入届では、先住地における旧住所の記載に誤りがあるとき、誤った登録簿からの誤った削除が引き起こされることも希でないという指摘がある（しばしば見受けられる例：学生の移動で、第1住宅でない居住地（就学地）を記載）⁵⁾。

『センサス構想』によると、経験的には、転入届が転出届けよりも、早くかつ速やかに処理されることから、過剰把握を回避することが、住民登録簿を「第2義統計」として利用するためには、重要な課題である（S.14）。一般的に、市町村の住民登録当局は、このような過剰把握の存在を「よく認識し、それを最小化するために」、賃金税票の発行や選挙の準備を連邦規模において期日通りに行うことによって、登録簿の審査業務を日常業務化（Routineverfahren）すべきであろうし、対応する方法手続きが、新しいセンサス法では法文化されるべきであろうと述べている（S.15）。

また、上述の機械的な審査において、事案の発生日やその他のデータを利用することによって、転入・転出届の時間差問題は、いっそう縮小される。『センサス構想』は、そのような方法手続きを開発するためには、「方法的な準備や実地試験」が必要であって、住民登録簿の過剰把握の程度、およびそれによって規定される審査の方法と作業量を検証することを『センサステスト』の一つの課題として設定している。また同報告は、センサス期日以前に住民登録局において「時間差問題」が解決されている重要性を、それによってセンサス時点において審査されるべき多重登録や過少把握の件数が減少し、市町村レベルでの「未調整」登録簿人口とセンサス人口の差が縮小されると、強調している（S.15）。

これまで概説してきた過剰把握の審査は、連邦モデルによっても行われるが、州モデルは、さらに組織的で厳密な審査の方法手続きをそなえている。とくに、死票は、住民登録簿データ

5) 注1) 文献 p.38

の市町村間あるいは州間の対照によっては対応できない問題点であるから、連邦モデルでは検出することができない過剰把握の大きな要因である。死票は、出国＝帰国時の外国人について、しかも地域的（市町村、市街区、街路）に集中して発生する傾向がある。それは、州モデルにおいて、建物・住宅センサスと住民登録簿のデータ連結によって、初めて検出される。

建物・住宅センサスでは、建物・住宅の所有者（管理人者や保有者）が被調査者であるから、個々の住宅の保有者名は判明するが、居住者名を調べることはできない。しかし、建物あるいは街路の「妥当な」居住者数を推定する（Sollgroesse）ために、同センサスから、住所（番地＝建物番号）ごとに与える住宅の様式、規模と個数にかんする情報をえることができる。推定居住者数と登録簿に記載されている居住者数の乖離＝誤差が一定の許容域を超えるときには、それを郵送・電話による照会や実地調査によって確認し、修正がほどこされる。また、複数の氏名表記法や審査にかんする標識の「偏り」のために、連邦モデルによる住民登録簿の審査では検出することができなかった多重登録者も、「しばしば」確定される。さらに、『センサス構想』は、新設の住宅団地等において、住民登録が済まされていない住民や未登録者（不法在住者等）の検出によって、「データの隙間」を埋める可能性が高まると述べている（S.35～S.36）。なお、建物・住宅センサスの方法的な「妥当性」についても、『センサステスト』において検証される⁶⁾。

つぎに、州モデルでは、基本データファイル（個人・世帯・住宅）の個別データセットと雇用者登録簿のデータ連結によって、住民の第1住宅への帰属が再び審査される（S.36）。

『センサス構想』は、「本節では、州モデルにおいて、住民登録簿の精度が改善される基本的な可能性を示した」にすぎず、「審査行程を具体的に策定するためには、集中的な試験調査と実証的な調査研究が必要であって、精度を審査する新しい方法が開発されるべきである」と結んでいる（S.36）。

これまでの過剰把握の審査にかんする考察が明らかにしているように、本格的な登録簿型センサスである州モデルの要諦は、いろいろな行政登録簿のデータを統計単位の次元において連結することである。われわれは、節をあらためて、世帯設定とセンサス様式の個別データセット作成の方法手続きを考察することにしよう。

つぎに住民登録簿の過少把握は、①登録業務における組織的な要因（データ処理・送付の忘れ・ミス、遅延）と、②「個人的な要因」（未届け・登録の遅れ）によって発生する「票の欠落」（Fehlerbestaende）である。『センサス構想』は、登録手続きの遅れによる過少把握を最小化するための方策として、組織的要因にたいしては、過剰把握と同様に、先の街路記号データファイルによる全数性審査を挙げている。個人的な要因にたいしては、先述した住民登録制度がそなえる「利害的な誘因」によって、長期の未登録者は存在しないから、①届け出そのものを早期化（転居時に近い時点での登録方法）する方法、②再登録の行政処理を行う期限の短縮可能性、および③登録簿から転写する時点の最適性（例、調査期日後6週間）を検証する調査研究の

6) Sebastian Scharnhorst und Henrik Egbert, "Postalische Gebäude- und Wohnungszahlung im Zensusstest 2001 Erfahrungen in NRW" in Deutschland auf dem Weg zum registergestützten Zensus, Statistische Analysen und Studien Nordrhein-Westfalen Band 4 2002

表3 1961年、1970年、1987年国勢調査における過剰・過小把握

—再調査の結果—

把握の種類	1961年国勢調査 (連邦全体)		1970年国勢調査 (連邦全体)		1987年国勢調査 (ハンブルクとニーダー ザクセンを除く連邦)	
	実数	%	実数	%	実数	%
過剰把握	256 000	0.5	484 000	0.8	310 000	0.6
過少把握	587 000	1.0	1052 000	1.7	364 000	0.7

データ源：1961年と1970年は、Statistisches Bundesamt, "Volkszählung vom 27.Mai 1970, Untersuchungen zur Methode und Genauigkeit der Volkszählung 1970", Fachserie 1, Heft 26, S.55. 1987年は、Statistisches Bundesamt, "Volkszählung vom 27.Mai 1987, Vorbereitung, Durchführung und Methodische Untersuchungen zur Volkszählung 1987", Fachserie 1, Heft 12, S.193

必要性が指摘されている (S.10、S.14)。

住民登録簿の過剰把握と過小把握を評価するための基準として、これまでの国勢調査の調査結果が利用される。『センサス構想』は、戦後ドイツの国勢調査の精度が「国際的に見て良好であると考えられる」として、その精度を、表3に紹介している (S.16)。そして、以前の国勢調査の事後調査および住民登録簿のデータの集計値と人口推計値の比較 (市町村次元) の結果は、それが、同一の「データプール」において実施されていないから、予期される過剰把握の絶対的な上限値であろうと述べている。連邦計局は、1987年国勢調査と同年の連邦議会有権者数の比較 (選挙区次元レベル) および対応する人口推計 (市町村次元) との比較によって、センサスにおいて、居住地を確定できない事案が約80万件発生すると推定する。このような事案を州統計局と当事者間の連絡 (電話または書信) によって、多くは解消することができるが、解決できずに、調査員の現地調査によって点検するデータセット数を20万件と推測している (S.19~S.21)。しかし、『センサステスト』の結果、過少把握と過剰把握の程度は、無視でき

ないほどに大きく、センサスモデルは、少ない変容を受けることになる⁷⁾。

われわれは、住民登録簿の全数性と完全性にかんする審査行程を辿ってきたが、振り替えるまでもなく、人口センサスが把握すべき人口は、センサス期日に住民登録簿に記載されている登録簿人口である。それは、住民登録行政の法制概念に規定された居住権者人口 (Wohnberechtigte Bevoelkerung) であって、「したがって、また住民登録法の意味における個人の居住地数 (Wohnsitzfaelle) の総体に焦点がある」 (S.18)。いずれにしても、「多重登録」、「死票」および「票の欠落」の量的な規模と地域的社会的階層的な分布は、住民登録簿の精度、ひいては新しいセンサス統計の基本値の精度にかかわる。それは、センサス行程における審査手続きのコ

7) Statistische Ämter des Bundes und Länder, "Ergebnisse des Zensustests", Wirtschaft und Statistik 8/2004, および J. Szenzenstein, "The New Concept and Method of the Next German Population Census" in International Symposia on Population Census and Micro Data Archives, Bulletin of Japan Statistics Research Institute (Hosei University) No.33, 2005, 参照

スト（労力・経費・所要時間）と方法的技術的な内容を規定するから、『センサステスト』の基本的な課題として設定されている。

資料 ① 住民登録要綱法(Melderechtsrahmen-gesetz) の関連条項

第1章 一般規定

第1条 登録局の業務と権限

(1) 住民登録を所管する州の部局（住民登録局）は、その所管領域に居住する住民を、住民の身元（Identität）と住所を確定し、証明するために登録しなければならない。住民登録局は登録簿の情報を与え、他の官庁や公共的機関の業務の遂行に協力し、データを提供する。その業務を遂行するために、住民登録局は住民登録簿を運営する。それは、住民から得る、官庁やその他の公共機関から譲渡され、ないしは公表されたデータを含む。

(2) 住民登録局は、住民登録簿に保管された個人データを本法ないしは、その他の法規にしたがってだけ、獲得し、処理し、または利用しなければならない。

第2条 データの保管

(1) 第1条第1項に示した業務を遂行するために、住民登録局は、つぎのような住民のデータ（その正確性を証明するために必要な参照事項を含む）を住民登録簿に保管しなければならない。

1. 家族名、2. 旧姓、3. 個人名、4. 博士号、5. 勲名／芸名、6. 出生日・出生地、7. 性別、8. 就業・非就業、9. 第16項の子の法定代理人、両親（個人名、家族名、博士号、住所、出生日、死亡日）、10. 国籍、11. 宗教団体への法的所属、12. 現住所・旧住所・第1住宅と第2住宅、13. 転

入日と転出日、14. 家族関係・既婚者は結婚日と結婚地、15. 配偶者（個人名、家族名、博士号、出生日、住所、死亡日）、16. 満27歳までの子女（個人名、家族名、博士号、出生日、死亡日）、17. 個人証明書・旅券の交付機関、交付日、有効期間、18. 譲渡禁止項（Übermittlungs Sperren）、19. 死亡日と死亡地

(2) 住民登録局は、ドイツ連邦議会選挙と欧州議会選挙のための準備、賃金税票、身分証明書と旅券の交付、および兵役と市民的役務の管理に協力しなければならないから、その目的のために、第1項に挙示するデータだけでなく、その正確性を証明するために必要な参照事項を含めて、つぎのような事項を保管していなければならない。

1. 選挙権の該当者が区分される事項
2. 税法のデータ（税階層、免税額、配偶者の宗教組織、子女の法的地位と所属、養い親義親の個人名、家族名、住所）
3. 旅券無効の根拠を示す事項、旅券が無効にされている、ないしは留保されている事項、または個人証明書法第2条第2項による規定に該当する事項
4. 該当者が兵役、ないしは市民的役務に規定されている事項

(3) 州法によって、州の業務を遂行するために、別のデータが保管されていることを規定することができる。

第3章 登録義務

第11条 一般的な登録義務

(1) ある住宅に転居する者は、登録局に届出なければならない。

(2) ある住宅からの転出者は、登録局に転出を

届出でなければならない。住民が引き続き同一の州内で新しい住宅に転居し、第1項にしたがって転入を届出た場合には、州法によって第1文は適用されないことを規定できる。

第13条第2項第2文は、左右されない。

- (3) 住宅貸与者は、転入届と転出届に協力することを義務づけられている。本法の発効によって、現行の州法規定の相違は左右されない。
- (4) 本法が言う住宅とは、居住または宿泊にもちいられるすべての隔壁された空間である。住宅としては連邦軍の船上における居住もあてはまる。移動家屋や船上家屋は移動しないか、一時的にだけ移動するときには住宅と見なされる。

第12条 複数の住宅

- (1) 国内に複数の住宅を保有する者は、そのなかの1つの住宅が彼の第1住宅である。住民は、第2項と第3項によって、登録局に第1住宅を届出なければならない。
- (2) 第1住宅は、住民がおもに利用する住宅である。その家族から継続的に離れて生活をしていない既婚者の第1住宅は、その家族がおもに利用している住宅である。未成年者の第1住宅は、その者の保護権者（扶養者）がおもに利用する住宅である。心身障害者施設に居住する障害者の第1住宅は、27歳未満の身障者の申請によって、第3文の住宅である。疑わしい場合には、住民が、生活の重点が置き、おもに利用している住宅である。
- (3) 第2住宅は、住民が保有するその他の各住宅である。

第13条（省略：内外の船上居住者、船員等の登録地の規定等）

第14条 登録義務（第11条第1項と第2項）の免除者（省略：外交官等の規定）

第15条 共同宿泊施設の居住者

つぎの者には登録義務は、根拠づけられない。

1. それまでの住宅から転出しないで、つぎのために、共同宿泊施設に居住する住民
 - a) 基本兵役、2年以内の確定した兵役期間で兵士として軍役、適性訓練、兵役訓練の役務、無期兵役の者
 - b) 国境警備役務、国境警備役務訓練、（省略）
 - c) 公的役務従事者
2. 職業軍人等（以下省略）

第16条 例外規定

- (1) 州法によって、登録義務が免除される者は、その個人データの把握が保証されている者、滞在が2カ月を超えない者である。
- (2) 宿泊施設の宿泊者は、登録様紙に記入かつ署名しているかぎり、免除される。外国人宿泊者は、宿泊施設の管理者に、合法的な身分証明書を提示することによって免除される…
<以下旅行者等 省略>

第3項～第5項省略

第4章 データ譲渡

第17条 登録局間のデータ譲渡

- (1) 住民が住民登録局に転入届を行った場合、住民登録局は、住民のそれまでの所轄の住民登録局と住民のその他の住宅を所轄する住民登録局に、住民のつぎのデータを譲渡することによって、通知する義務がある（再届）。

1. 個人名と家族名、2. 博士号、3. 住所、4. 出生日と出生地、5. 公式の法的宗教団体への所属、6. 国籍、7. 転入日、8. 第1住宅と第2住宅、9. 家族関係

これまでの登録局は、第1文に指示した事項が、それまでのデータと相違するなら、第

2条第2項第1号と第3号に指示されている事項を、新しい住宅の登録局に通知しなければならない。同一州の登録局が関係するかぎり、データ譲渡のための細則が州法によって定められる。

- (1) 第2条第1項に示されているデータの記載が継続されるならば、住民の他の住宅を所管する住民登録局に、そのデータが業務の遂行に必要なかぎり通知される。

資料② ヘッセン州における推計人口と住民登録簿人口の比較

ヘッセン州統計局は、統計登録簿型センサスの基本データソースある住民登録簿の精度について、その集計値（住民数）を公式人口推計値と比較することによって、「登録簿データの状況を概括し、その欠陥を数量的に把握するため」に、同州の全426市町村に、1996年と1998年に、「詳細な分析」を依頼した。それにたいして、400市町（住民数564万人以上：州の94%以上）が2度ともに完全なデータを提供した（未回答：96年5市町村、98年：2市町村）。同局のH. K. Rompel人口統計課長は、2000年2月と6月の局報（注1と注2の論文）に、その集計結果を紹介している（以下（『Rompel報告』）と略称）。

同報告は、調査研究の目的をつぎのように述べている。「この分析によって、両者の乖離から、両者の誤差要因を析出することはできない。しかし、登録簿の審査措置を緊急に導入すべき都市や市町村にかんする手掛かりは得られる。このことに関連して、住民登録簿の正確さ、センサスにたいする登録簿の有効性が話題になっているおり、登録簿の精度にかんする全国的に統一的なかつ中立的な基準によって、一般的な登

録簿の整理が実施されるべきであろう。そうでなければ、正常な登録簿管理を行っている市町村が財政的に損失を被り、またセンサス値が批判を受ける危険性がある」（注1文献：S.38～S.39）。

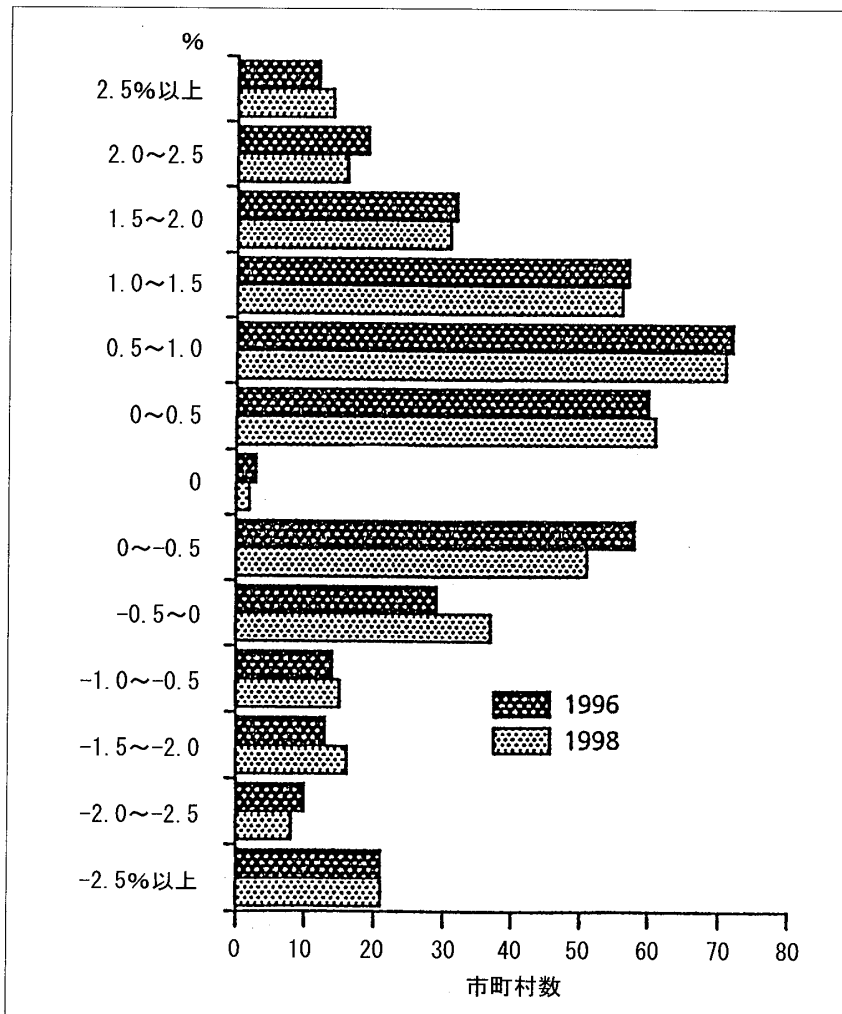
表①と図①は、『Rompel報告』の第1部（注1文献『ヘッセン州の人口は600万を超えているか』）に掲載されている全体的な集計結果である。『Rompel報告』本文にしたがって、調査結果を要約すると、つぎのようになろう。

- (1) 登録簿人口と推計人口の乖離（以下前者—後者=『乖離』と略称する）は、400市町村全体で、前者が後者より小さく、しかも、その差は、約17000から24600〔40%増〕に拡大している。
- (2) 個々の市町村では、227市町村で『乖離』が拡大、そのうち174では、比較的に大きな比率となっている。
- (3) 他方、173市町村では、『乖離』は絶対的に減少、うち147市町村で相対的にも減少しているが、400市町村全体では、0.3%から～0.4%に上昇している。
- (4) 『乖離』の大きさの範囲を、市町村個々にみると、大半の220市町村は、両年とも、±1%以内（内±0.5%以内が、121→115市町村）に止まっている。しかし、そのような乖離の小ささは、「総人口について妥当するだけ」であって、個々の市町村について見ると、96年は、-10%から5%までに、98年には、-7%から9%と小さくない拡がりである。
- (5) 『乖離』を階層別に見ると、±2%以上の市町村は、96年と98年で、それぞれ62と59の市町村で、その絶対値の総計は、正負それぞれ側に半々に分かれる。しかも、登録簿数人

表① ヘッセン州における調査対象市町村の人口数（住民登録簿・人口推計による）

年	市町村数	総人口			
		住民登録簿人口	推計人口	差	
				実数	%
推計人口より住民登録簿人口が少ない市町村数とその人口値計					
1996	145	2801184	2843571	-42387	-1.5
1998	148	3081789	3131226	-49437	-1.6
推計人口より住民登録簿人口が多い市町村数のその人口値計					
1996	252	2813501	2788163	25338	0.9
1998	250	2520633	2495778	24855	1.0
両者が一致する市町村数とその人口値計					
1996	3	10291	10291	-	-
1998	2	18663	18663	-	-
市町村計					
1996	400	5624976	5642025	-17049	-0.3
1998	400	5621085	5645667	-24582	-0.4

図① 推計人口にたいする住民登録簿人口の乖離別市町村数（1996年末と1998年末 十は住民登録簿人口が大、-は逆）



口が多い市町村の『乖離』計〔正の合計〕が、96年と98年でそれぞれ5800人と6200人、逆の差（『乖離』が負の合計）は、それぞれ29千人と37千人であるから、残差は、それぞれ23千と31千となって、「市町村全体の総『乖離』の大きな部分に約30市町村の『乖離』が責任を負っている」と、両人口の差の大きな相殺効果と偏在性が明らかにされている（S.40）。

『Rompel 報告』の第2の部分（注2 文献『大きな乖離の所在』）は、『乖離』の市町村規模別、国籍別、および年齢層別集計結果を紹介することによって、「方法改善のために、以前から指摘されていたこと、すなわち乖離の特定の住民層や市町村類型への集中化傾向」を検証することを試みている（注2の文献、183頁～188頁）。

調査結果の一部は、表②、表③と図②に示されている。それと本文の内容から、集計結果が語る注目すべき傾向を要約しておこう。

- (1) ドイツ人の住民に限ってみると、98年調査に回答した413市町村では、登録簿人口が推計人口を下回る市町村数は153で、『乖離』の負の総計は、106,400人であり、257市町村では、『乖離』が正であって、その合計は43,700人である。
- (2) 非ドイツ人では、216市町村で、登録簿人口が推計人口より大きく、『乖離』総計は、60,100人、194市町村が逆で、『乖離』の総計は、27,300人（負の『乖離』計）で、両者の差総計は、32,800人である。国籍別人口の乖離の大きさは、比較的少数の大都市における『乖離』に影響を強く受けている（後述）。
- (3) 全体としてみると、413市町村（推計で5.83百万以上、そのなかで非ドイツ人人口は71万1300）で、『乖離』の絶対値の和は、23

万7500人、そのうち非ドイツ人の部分は37%（87400人）で、不釣り合いに大きい。

- (4) 人口10万以上の5つの都市に焦点を絞ってみよう。全体で、『乖離』=「住民喪失」率が-2%で、都市別には、Kassel は2%で、平均、Darms が-1.6%、Frankfurt が-3%、Offenbach が、-0.7%、Wiesbaden が-0.2%である。

1) ドイツ人に限っては、その推計人口が登録簿人口を上回る市町村における負の『乖離』和の85%が、逆に非ドイツ人の正の『乖離』和の72%が5つの都市に集中する。ドイツ人の登録簿人口計は、その推計人口計よりも5%少なく、非ドイツ人では、10%以上多い。

2) 2年間で、ドイツ人の『乖離』が著しく増加していることは、「警告的」である（推計人口で、2千人以上増加、登録簿人口で、4500人減少）。それによって、負の『乖離』は、13%増加して55千人となる。

3) その都市別内訳は、Frankfurt が43千、Offenbach 約6千、Kassel 5千5百、Darmstadt が3千である。

他方、Wiesbaden では、ドイツ人が登録簿人口が推計人口より、2千人多く、非ドイツ人では、後者が、前者を2500人（負の『乖離』）を上回る。Wiesbaden に隣接する Frankfurt と Offenbach では、非ドイツ人の正の『乖離』がそれぞれ、24千人と5千人であって、非ドイツ人口の比率が、最前者の25%にたいして後二者が29%と30%であることを考慮すると、『Rompel 報告』は、「住民登録簿を人口の実態に基礎づけるべき必要があるのではないかと、住民登録簿の精度に疑問を投げかけて

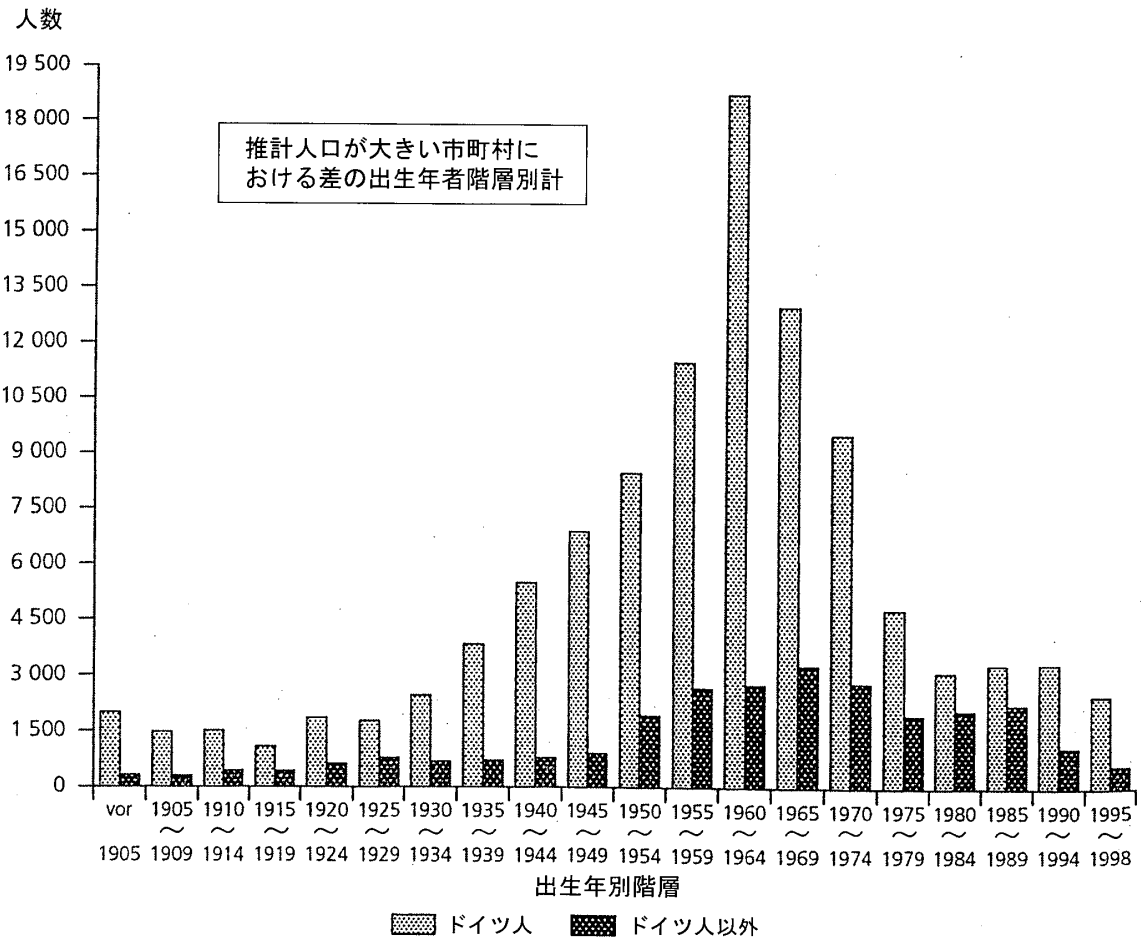
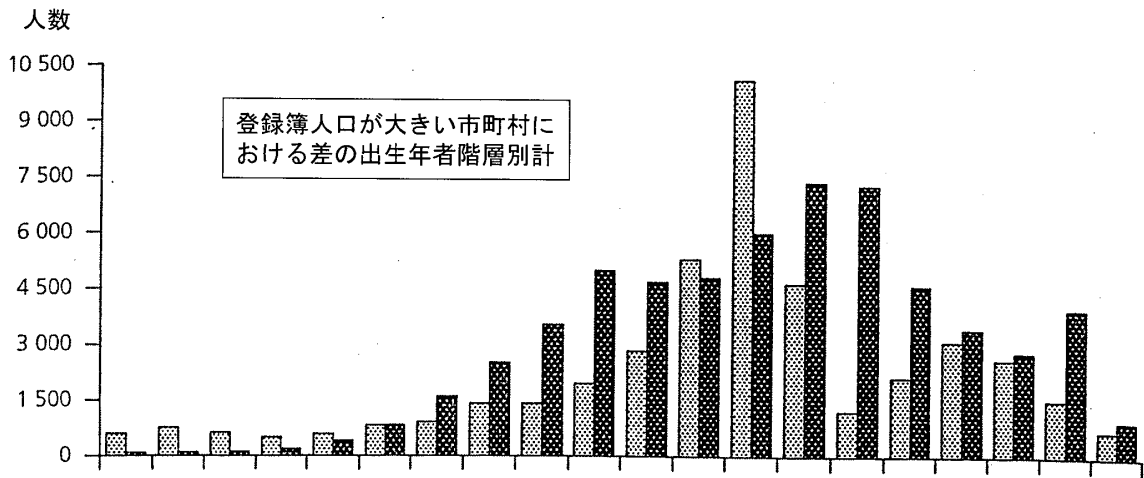
表② 1996年末と1998年末の住民登録簿人口と推計人口 (市町村人口規模別国籍別)

人口規模別市町村	市町村数		住民登録簿による住民数		推計住民数		推計住民数にたいする登録簿住民数の大小(一)		
	1996	1998	1996	1998	1996	1998	1996	1998	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	
ドイツ人									
3000未満	31	32	67760	70529	67125	69974	635	555	0.8
3000～5000	72	71	272947	270227	270214	268080	2733	2147	0.8
5000～7500	87	86	496481	492763	493485	490551	2996	2212	0.5
7500～10000	52	52	421707	421951	419012	420205	2695	1746	0.4
10000～20000	107	107	1334419	1335957	1331576	1336300	2843	-343	-0.0
20000～50000	41	42	980207	1005824	984605	1012440	-4398	-6616	-0.7
50000～100000	5	5	276113	274309	276864	277047	-751	-2738	-1.0
100000以上	5	5	1026518	1022000	1075033	1077086	-48515	-55086	-5.1
計	400	400	4876152	4893560	4917914	4951683	-41762	-58123	-1.2
ドイツ人以外									
3000未満	31	32	2642	2352	3087	2772	-445	-420	-15.2
3000～5000	72	71	11810	11213	13573	11991	-1763	-778	-6.5
5000～7500	87	86	32337	29898	33865	30737	-1528	-839	-2.7
7500～10000	52	52	29447	29096	30592	29328	-1145	-232	-0.8
10000～20000	107	107	134103	129390	134671	126900	-568	2490	2.0
20000～50000	41	42	156485	156063	151438	148632	5047	7431	5.0
50000～100000	5	5	60660	59369	60966	58179	-306	1190	2.0
100000以上	5	5	321340	313740	295919	285445	25421	28295	9.9
計	400	400	748824	731121	724111	693984	24713	37137	5.4
総 計									
3000未満	31	32	70402	72881	70212	72746	190	135	0.2
3000～5000	72	71	284757	281440	283787	280071	970	1369	0.5
5000～7500	87	86	528818	522661	527350	521288	1468	1373	0.3
7500～10000	52	52	451154	451047	449604	449533	1550	1514	0.3
10000～20000	107	107	1468522	1465347	1466247	1463200	2275	2147	0.1
20000～50000	41	42	1136043	1161072	1136692	1161887	649	815	0.1
50000～100000	5	5	336773	333678	337830	335226	-1057	-1548	-0.5
100000以上	5	5	1347858	1335740	1370952	1362531	-23094	-26791	-2.0
総 計	400	400	5624976	5624681	5642025	5645667	-17049	-20986	-0.4

表③ 1998年末の住民登録簿と人口推計による住民数(出生年別国籍別)

出生年	住民数(総計)			内 訳								
	住民登録簿による	人口推計による	人口推計値にたいする登録簿人口の大または小(一)	ド イ ツ 人			ド イ ツ 人 以 外					
				住民登録簿による	人口推計による	人口推計値にたいする登録簿人口の大または小(一)	住民登録簿による	人口推計による	人口推計値にたいする登録簿人口の大または小(一)			
										実数	%	実数
1905年より前	7778	9415	-1637	-17.4	7615	9015	-1400	-15.5	163	400	-237	-59.3
1905-1909	35338	36249	-911	-2.5	34936	35650	-714	-2.0	402	599	-197	-32.9
1910-1914	92009	93217	-1208	-1.3	90929	91815	-886	-1.0	1080	1402	-322	-23.0
1915-1919	99662	100474	-812	-0.8	97960	98536	-576	-0.6	1702	1938	-236	-12.2
1920-1924	217306	218778	-1472	-0.7	212843	214107	-1264	-0.6	4463	4671	-208	-4.5
1925-1929	258500	259413	-913	-0.4	250176	251134	-958	-0.4	8324	8279	45	0.5
1930-1934	277680	278293	-613	-0.2	261197	262733	-1536	-0.6	16483	15560	923	5.9
1935-1939	383340	383948	-608	-0.2	356348	358764	-2416	-0.7	26992	25184	1808	7.2
1940-1944	385811	387109	-1298	-0.3	349615	353666	-4051	-1.1	36196	33443	2753	8.2
1945-1949	353076	353887	-811	-0.2	305688	310585	-4897	-1.6	47388	43302	4086	9.4
1950-1954	400837	403687	-2850	-0.7	351234	356847	-5613	-1.6	49603	46840	2763	5.9
1955-1959	440769	444783	-4014	-0.9	384024	390184	-6160	-1.6	56745	54599	2146	3.9
1960-1964	512183	517591	-5408	-1.0	440220	448857	-8637	-1.9	71963	68734	3229	4.7
1965-1969	510482	514748	-4266	-0.8	424764	433092	-8328	-1.9	85718	81656	4062	5.0
1970-1974	375185	379039	-3854	-1.0	289125	297408	-8283	-2.8	86060	81631	4429	5.4
1975-1979	307763	307800	-37	-0.0	244273	246937	-2664	-1.1	63490	60863	2627	4.3
1980-1984	299043	297726	1317	0.4	252115	252132	-17	-0.0	46928	45594	1334	2.9
1985-1989	304288	304428	-140	-0.0	257191	257888	-697	-0.3	47097	46540	557	1.2
1990-1994	306886	305803	1083	0.4	255252	257049	-1797	-0.7	51634	48754	2880	5.9
1995-1998	235959	237358	-1399	-0.6	194254	196029	-1775	-0.9	41705	41329	376	0.9
総計	5803895	5833746	-29851	-0.5	5059759	5122428	-62669	-1.2	744136	711318	32818	4.6

図② 1998年末の登録簿人口と推計人口の差（出生年階層別・国籍別）



注) 1998年末に完全な登録簿データを送付した413市町村

いる。

- (5) 人口5万～10万未満の5つの都市でも、ドイツ人と非ドイツ人の『乖離』率が、96年から98年に、それぞれ-0.3%と-0.5%から、98年の-1.0%と2%へと第1郡の大都市より大きな変動が見受けられる(人口2万～5万未満の40強の市町村でも、同様の傾向、183頁～184頁)。
- (6) 住民数1万未満の小規模市町村に眼を転じると、ドイツ人の登録簿人口は推計人口より僅かに大きく、非ドイツ人は、僅かに逆で、おおむね『乖離』は小さい。

以上が、市町村規模別国籍別『乖離』の動向である。つぎに、年齢別国籍別の『乖離』にかんする集計結果を見ておこう(表③と図②)。

- (1) 98年は、413市町村について、完全な年齢別・国籍別分析ができる。それは州人口の97%(5.83百万)以上を包摂している。二つの出生年齢層(90～94年、80～84年)を除いて、すべての階層で、多かれ少なかれ、推計人口が登録簿人口を上回っている。そして、ドイツ人のすべての出生年齢層でも、同様である(表③)。
- (2) 「しかし、奇妙なことに、35年～70年と80～90年のすべての出生階層について、相当多くの市町村において、住登録簿人口が推計人口より大きい。それは、確定できないが、大都市の事情が全体の結果に大きな影響を与えていると考えられる。」
- (3) 登録簿人口が大きい市町村における正の『乖離』と推計人口が大きい負のそれのほぼ半数が、1950年～69年出生層に集中する(前者が22,800人と後者51,500)。
- (2) それにたいして、非ドイツ人では、『乖離』

の過半を、登録簿人口が大の市町村では、50～69年と70年代前半の出生者階層が、推計人口が大の市町村では、1955～79年層が占めている。全体として、正の『乖離』が3万人、負のそれが13400人である(図2)。

- (4) ドイツ人の1960年～64年出生階層で、正の『乖離』が突出し、317市町村で、1万人以上である。逆に、推計人口が大きい89市町村で、その総数18700人である。それは、この年齢層のドイツ人人口の2～4%で、比較的が高い。
- (5) ごく少数の世代層を除いて、ドイツ人では55～69年出生者層の、非ドイツ人では30年～54年層と75～94年層の絶対的差異が、平均よりも大きい。
- (6) 推計人口が大きい就業年齢者層の乖離率の割合は、すべて階層で、非ドイツ人がドイツ人よりよりも数倍高いが、突出した年齢層はなく、一様な乖離状況である。
- (7) 1995～98年出生者の若年層では、ドイツ人と非ドイツ人とも、乖離が双方で、1%に達していることは注目すべきである。
- (8) 今まで見てきた『乖離』の大きさは、ほとんどの出生年次階層において、残差は相殺され、大きさが縮小されている。

以上が『Rompel 報告』の概要である。掲載されているデータ表やグラフ図からは読みとれない集計結果が、解説にもちいられているために、容易に理解できない部分もあるが、同報告は、つぎのように、二つの結論を導いている。

- (1) 「調査研究から、多様で、部分的に矛盾する認識が得られた。差異を説明するための統一的な構図も得られないし、修正のための具体的な解決方法も与えられていない。いろいろな原因が推測されるが、一般的系統的な手

続き上の欠陥を推察することはできない。

登録手続きに、いくらかの注意不足や意図的な不正確さが介在することは疑いないが、年々蓄積されていくとしても、あのような大きな乖離をもたらさないであろう。さらに、第1住宅と第2住宅の規定が困難をもたらしている。さらに、調査研究は、誤差率と登録の頻度とが相関することを示している。それは、推計値と登録簿値の乖離が、一方では移動性が高い人口層、他方では、住民数の変動性が傾向的に高い市町村に集中していることから導かれる。それには、就業機会を与える大都市、大学都市、大きな施設がある保養地を挙げることができる。」

- (2) 本文註の送付不可能な選挙通知にかんする調査結果と合わせ考慮すると、「(98年9月連

邦議会選挙と99年2月州議会選挙の)有権者数は、98年末における18歳以上の住民登録簿人口とほとんど一致する。しかし、部分的に推計人口が突出している市町村では、選挙権の請求者の『殺到』が発生したであろう。それについては、それほど知られなかった(例えば、学生は就学地の地域政治〔市町村関連の首長・市町村議員選挙〕にほとんど関心を持たない。しかし、連邦・州議会選挙では、事情は異なる)。いづれにせよ、すくなくとも、大まかな印象としては、ドイツ人人口は、登録簿人口に近く、非ドイツ人は推計人口の近くで、変動していると言えよう。」(187頁～188頁)

[九州大学大学院経済学研究院 教授]